

富士吉田市農業委員会 令和6年11月定例総会議事録

1 招集期日 令和6年11月25日（月）

2 招集場所 庁舎西会議室

3 出席委員（11名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番	藤井 與三郎	第2番	小俣 創	第6番	渡邊 和英
第7番	遠山 まさの	第9番	宮下 師貴	第10番	權正 常夫
第11番	羽田 善行	第12番	勝俣 道明	第13番	志村 金三
第14番	滝口 倉一				

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名であり次のとおりである。

遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久

4 欠席委員

第4番 小俣 俊子 第5番 小野 利壹 第8番 渡邊 孝治

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

第七 議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付申請について

第八 議案第6号 地域計画の策定に向けた農地等の利用調整活動の推進に関する決議書について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 長田利彦

事務局次長 木勢美妃

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時01分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会 11 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 11 名であり、小俣俊子委員、小野利壹委員、渡邊孝治委員より欠席の連絡をうけております。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めています。滝口 等委員より欠席の連絡をうけておりますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、
第 10 番 權正 常夫 委員、第 11 番 羽田 善行 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 04 分休憩）

（午後 2 時 07 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とい

たします。

第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第1号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号3の12号につきましては、譲受人が梅の栽培を図るための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員（遠山 まさの 君）

第3委員会から報告いたします。11月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号3の12号の申請地は新倉山浅間公園駐車場の北約100mに位置しています。申請地では梅の栽培をするそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。次に、第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第1号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号3の13号につきましては、譲受人が野菜の栽培を図るための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のす

べてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（權正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。11月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号3の13号の申請地は宮下板金工業の北東約90mに位置しています。申請地では白菜やジャガイモなどの栽培をするそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第1号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号3の11号につきましては、譲受人が野菜の栽培を図るための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。11月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号3の11号の申請地は光陽精密本社工場の南約130mに位置しています。申請

地では白菜や大根などの栽培をするそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

異議なしと認めます。よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の3件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第四、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号4の10号につきましては、申請人が住宅用敷地として使用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。11月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の10号の申請地は、都留信富士吉田南支店の北約20mに位置しております。始末書によりますと、30年以上前に申請人の伯父が住宅を建築したそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号4の11号につきましては、申請人が住宅用敷地として使用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。
ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会（渡邊 和英 君）

第2委員会から報告いたします。11月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の11号の申請地は、下吉田東小学校の南東約70mに位置しております。始末書によりますと、昭和39年に申請人の祖父が住宅を建築し、利用していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。
ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

転用理由について、家の貸付として利用ですか？

○ 事務局

現地に既に家が2軒建っています。それを貸している状況です。

○ 委員

これは追認案件ですが決まりがありますよね。このやり方で許可してよいのでしょうか？

○ 事務局

既に家が2軒建っています。貸家2つ分という考え方です。

○ 委員

2つ分を別々に許可するのではないのですか？

○ 事務局

進入路が一緒に一体利用しているということで、県の方から同一案件でよいと指導がありました。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の2件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

第1委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第1委員会の2件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の70号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、住宅用敷地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の71号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、資材置場及び駐車場用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。11月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の70号の申請地は、カラオケビックボックスの南約100mに位置しており、住宅の建築を行う予定です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の71号の申請地は、受理番号5の70号の南に隣接しており、資材置場及び駐車場とする予定です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。次に、第2委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長(長田 利彦 君)

【議案第3号 第2委員会の3件の朗読後】

第2委員会の受理番号5の66号については、譲受人が申請地を買い受け、駐車場とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の69号については、賃借人が申請地を借り受け、残土置き場として一時転用するものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

こちらにつきましては、総面積が2,601㎡ありますので、県の諮問案件となります。受理番号5の72号については、貸付人の父である借受人が申請地を借り受け、共同住宅の建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会(渡邊 和英 君)

第2委員会から報告いたします。11月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の66号の申請地は、明見コミセンの北西約180mに位置しており、駐車場用地として利用するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の69号の申請地は、富士吉田斎場の北東約180mに位置しており、残土置き場として一時的に利用するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の72号の申請地は、甲信マツダ富士吉田店の西約20mに位置しており、共同住宅を建築するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

受理番号 5 の 69 号について、一時転用は何年間ですか？

○ 事務局

1 年間です。

○ 委員

受理番号 5 の 72 号について、貸付人と借受人とどちらが親ですか？

○ 事務局

借受人が親です。子どもが持っている土地を親が借りてという形です。

○ 委員

受理番号 5 の 66 号について、駐車場用地として借りる意味はありますか？

○ 事務局

隣に家があり、別荘的な利用を考えていますが、駐車場が無いいため隣の土地を転用したいと考えております。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第 2 委員会の 3 件について採決いたします。第 2 委員会の 3 件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第 3 委員会の 2 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第 3 号 第 3 委員会の 2 件の朗読後】

第 3 委員会の受理番号 5 の 65 号については、譲受人が申請地を譲り受け、店舗建築用地とするものです。用途地域内の第 3 種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号 5 の 68 号については、賃借人が申請地を借り受けて一体利用し、貸倉庫用地としている追認案件となります。用途地域内の第 3 種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第 3 委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（遠山 まさの 君）

第3委員会から報告いたします。11月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の65号の申請地は、新倉山浅間公園駐車場の北に隣接しており、カフェを建築するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の68号の申請地は、丸勝産業の北約50mに位置しており、コンテナを置いて貸倉庫として利用しています。始末書によりますと、平成25年頃より倉庫敷地として利用していたそうです。始末書等、必要書類も整っており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の2件について採決いたします。第3委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の67号については、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途指定地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。11月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の67号の申請地は、堂地堀公園の南約40mに位置しており、自己所有の住宅を建築するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の8件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○ 議長(会長)

次に、日程第六、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長(長田 利彦 君)

今回の案件は、設定件数9件です。筆数累計は10筆、面積合計は7,383㎡で、6件が再設定の案件で、3件が新規で利用権を設定する案件となります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。これらはいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

それでは、利用権の新規設定分で認定農業者案件でないものについて、各地区から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

まず第4委員会からお願いします。

○ 第4委員会推進委員(加々美 和也 君)

番号6について、第4委員会から報告いたします。11月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号6の農地は、吉元工業の南東約160mに位置しており、水稻の栽培を行う予定です。こちらは農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

次に、第6委員会からお願いします。

○ 第6委員会委員長(滝口 倉一 君)

番号1と2について、第6委員会から報告いたします。11月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号1の農地は、ことぶき診療所の南約150mに位置しており、水稻の栽培を行う予定です。

次に、番号2の農地は、西桂町営住宅の西約260mに位置しており、苔の栽培を行う予定です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただ今の事務局説明、各委員会の推進委員からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第4号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第七、議案第5号、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

こちらにつきましては、租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受ける農地等について、農業経営を行っている旨の証明書の交付申請であります。第1委員会の受理番号12の3号の農地については、いずれも申請者が農業経営を行っております。

今後も農業経営が見込まれることから、証明書の交付は可能であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。11月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号第12の3については、農地として耕作していることを確認しました。今後も引き続き耕作していくとのことですので、証明書の交付をすべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

納税猶予は20年？

○ 事務局

永年です。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。本申請

については、原案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号の1件は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

○ 議長（会長）

次に、日程第八、議案第6号、「地域計画の策定に向けた農地等の利用調整活動の推進に関する決議書について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

お手元の配布資料をご覧ください。

（地域計画の策定に向けた農地等の利用調整活動の推進に関する決議書（案）の朗読）
こちらにつきましては、11月14日の県農政推進大会で決定された「令和6年度地域計画の策定に向けた農地の利用調整活動推進要領」に示されておりますように、昨年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、農業委員会が地域計画の策定に向けて取り組むこととされました。

具体的には、遊休農地等の把握、現況地図・目標地図素案の作成、地域の話合いへの参加などが農業委員・農地利用最適化推進委員の役割として明確化されております。これらの活動の推進を、各農業委員会で決議することを一般社団法人山梨県農業会議及び山梨県農業委員会協議会より要請されました。基盤強化促進法などの趣旨に鑑み、事務局からも本案を議決することをお願いするものでございます。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。採決いたします。原案のとおり、「地域計画の策定に向けた農地等の利用調整活動の推進に関する決議書について」を議決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。
以上で、令和6年11月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。
その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。

これをもって、富士吉田市農業委員会 11 月定例総会を閉会いたします。

本日は、大変ご苦勞様でした。

閉会 午後 2 時 55 分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年11月25日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 権正 常夫

委 員 羽田 善行